

資料 I（各サービス共通）

5. 業務継続計画（BCP）について

業務継続計画（BCP）の策定について

介護サービスは・・・

利用者の方々やその家族の生活に欠かせないものであり、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供されることが求められています。

業務継続計画（BCP）の策定は・・・

感染症や自然災害が発生した場合であっても、利用者への必要なサービスの継続的な提供、早期の業務再開を図るためには有効なものです。

令和6年度から業務継続計画の策定が義務とされています。

※（介護予防）居宅療養管理指導については、令和9年3月末まで努力義務。

介護事業所及び施設での取り組むべき内容

（1）感染症、災害の両方の業務継続計画（BCP）の策定

【記載が必要な項目】

| 感 染 症 | 災 害 |
|---|--|
| (a) 平時からの備え (体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等) | (a) 平常時の対応 (建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等) |
| (b) 初動対応 | (b) 緊急時の対応 (業務継続計画発動基準、対応体制等) |
| (c) 感染拡大防止体制の確立 (保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等) | (c) 他施設及び地域との連携 |

※感染症、災害の業務継続計画（BCP）を一体的に策定することも可。

☆一度策定して終了ではなく、**業務継続計画（BCP）の実効性を高めるため、定期的に見直しを行ってください。**

（2）研修、訓練（シミュレーション）の定期的な実施

【実施頻度】

| サービス種別 | 研 修 | 訓 練 |
|--|-----|-----|
| 介護保険施設（介護老人保健施設・（地域密着型）介護老人福祉施設・介護医療院） 認知症対応型共同生活介護 （地域密着型）特定施設入居者生活介護 | 年2回 | 年2回 |
| 居宅サービス | 年1回 | 年1回 |

業務継続計画未策定未実施減算

※（介護予防）居宅療養管理指導・特定（介護予防）福祉用具販売は除く。

※感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、減算になります。

| サービス種別 | 減算内容 |
|------------|----------------------|
| 施設・居住系サービス | 所定単位数の100分の3に相当する単位数 |
| その他のサービス | 所定単位数の100分の1に相当する単位数 |

※業務継続計画未策定減算については、行政機関が運営指導等で不適切な取り扱いを発見した時点ではなく、**「基準を満たさない事実が生じた時点」まで遡及して減算を適用**することになります。

「基準を満たさない事実が生じた時点」（業務継続計画未策定未実施減算施行時期）

| | |
|-------------------------------|--------|
| 通所系サービス、施設・居住系サービス（介護予防含む） | 令和6年4月 |
| （介護予防）通所リハビリテーション | 令和6年6月 |
| 訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援（介護予防含む） | 令和7年4月 |

（例）

通所介護事業所の場合

令和7年10月の運営指導等において、業務継続計画未策定が判明した場合
→令和6年4月まで遡及し、減算の対象。

訪問介護事業所の場合

令和7年10月の運営指導等において、業務継続計画の未策定が判明
→令和7年4月まで遡及し、減算の対象。

※減算は解消されるに至った月まで継続します。

【参考】

厚生労働省「介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html

※介護施設・事業所における業務継続ガイドライン、業務継続計画（BCP）のひな形、策定及び訓練に向けての研修動画等を掲載しています。

※本市ホームページにも厚生労働省上記ページのリンクを掲載しています（ページ番号：1014516）。